



2025年6月5日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード: 8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2025年6月30日開催の第24回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期（事業年度の末日）の変更

(1) 変更の理由

当社における事業体制の大幅な刷新に伴いまして、事業の繁忙期と決算期の重複を避け、グループ経営管理等における効率的な業務運営と適切な決算開示を推進するため、決算期（事業年度の末日）を8月31日に変更するものです。

(2) 決算期変更の内容

現在	毎年3月31日
変更後	毎年8月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第25期は、2025年4月1日から2025年8月31日までの5か月決算となる予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

決算期（事業年度の末日）を8月31日に変更することを目的として定款を一部変更するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第6条～第9条（条文省略） (基準日) 第10条 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略)	第6条～第9条（現行どおり） (基準日) 第10条 当社は、毎年 <u>8月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (現行どおり)
第11条～第12条（条文省略）	第11条～第12条（現行どおり）

<p>(招 集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 (条文省略)</p> <p>第14条～第43条 (条文省略)</p> <p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第45条 当社の剰余金の配当は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(招 集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>11月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2 (現行どおり)</p> <p>第14条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>9月1日</u>から翌年<u>8月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第45条 当社の剰余金の配当は、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第47条 (現行どおり)</p> <p>(附則) <u>第2条 第44条(事業年度)の規定にかかわらず、当社の第25期事業年度は、2025年4月1日から2025年8月31日までの5か月間とする。なお、本附則は、第25期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>
---	--

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日 2025年6月30日(予定)
定款一部変更の効力発生予定日 2025年6月30日(予定)

3. 今後の見通し

2025年8月期の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

以 上